平成２４年（フ）第４１７号
沖縄県那覇市字松川360番地　山善アパートＢ―202
破産者　新里　武仁
1　決定年月日　平成25年５月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
那覇地方裁判所民事第３部

平成２４年（フ）第３３号
秋田県由利本荘市薬師堂字谷地363番地２スターヒルズⅡ201
破産者　宮崎　貴生
1　決定年月日　平成25年５月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
秋田地方裁判所本荘支部

平成２４年（フ）第３７４号
茨城県笠間市市野谷1541―７マドリードＡ館202、住民票上の住所茨城県東茨城郡茨城町大字海老沢1192番地
破産者　柴田　　博
1　決定年月日　平成25年５月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所

平成２５年（フ）第３１号
茨城県水戸市住吉町192番地の87
破産者　武藤さとみ
1　決定年月日　平成25年５月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所

平成２５年（フ）第３９号
茨城県水戸市見和３丁目568番地の８　見和フラット藍の棟105号
破産者　吉田　憲司
1　決定年月日　平成25年５月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所

平成２４年（フ）第６８号
栃木県佐野市船越町1965番地２、前住所栃木県佐野市植下町495番地９
破産者　髙田　弘行
1　決定年月日　平成25年５月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
宇都宮地方裁判所足利支部

平成２４年（フ）第１０９号
栃木県佐野市堀米町3351番地
破産者　関谷動物病院こと　関谷　　秀
1　決定年月日　平成25年５月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
宇都宮地方裁判所足利支部

平成２４年（フ）第１４０号
栃木県足利市鹿島町543番地３
破産者　江原　正子
1　決定年月日　平成25年５月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
宇都宮地方裁判所足利支部

平成２５年（フ）第１３号
栃木県足利市利保町２丁目２番地22
破産者　山口　一郎（旧姓後閑）
1　決定年月日　平成25年５月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
宇都宮地方裁判所足利支部

平成２４年（フ）第５５８号
新潟市西区五十嵐２の町7492番地161
破産者　相田　雅直
1　決定年月日　平成25年５月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第５６７号
新潟市西蒲区今井722番地
破産者　星野　常世
1　決定年月日　平成25年５月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第７４号
新潟市中央区南笹口１丁目13番19号
破産者　石川　幸夫
1　決定年月日　平成25年５月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第７５号
新潟市中央区南笹口１丁目13番19号
破産者　石川とし子
1　決定年月日　平成25年５月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第５２９号
愛知県西尾市巨海町中縄３番地１　レコルテ中縄102号、住民票上の住所愛知県西尾市上町焼山18番地１
破産者　大河内順子
1　決定年月日　平成25年５月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２５年（フ）第４４号
滋賀県守山市守山３丁目13番51―301号
破産者　石村　嘉規
1　決定年月日　平成25年５月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大津地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第１５８９号
京都市伏見区納所下野１番地　伏見納所団地11―505、前住所京都市伏見区下鳥羽北円面田町155番地　クレセント21―302号
破産者　松宮　　舞（旧姓中村）
1　決定年月日　平成25年５月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２５年（フ）第６８号
兵庫県西宮市高須町２丁目１番28―410号、前住所大阪府枚方市養父東町10番16号
破産者　石川　浩二
1　決定年月日　平成25年５月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２５年（フ）第６９号
兵庫県西宮市高須町２丁目１番28―410号、前住所大阪府枚方市養父東町10番16号
破産者　石川　智恵
1　決定年月日　平成25年５月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２４年（フ）第４０６号
和歌山市紀三井寺141―55、住民票上の住所和歌山市中島416番地の70
破産者　柏畳店こと　柏　　茂美
1　決定年月日　平成25年５月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
和歌山地方裁判所民事部破産再生係